

2. コロナ禍において障害の重い人の生命と人権を守ること
1) 事前のトリアージなど、生命の選別を絶対に行わないこと。

(答)

1 新型コロナウイルス患者に係る医療提供体制の確保については、一般医療とのバランスにも配慮し、丁寧に行う必要があることから、地域の実情をよく知る都道府県において主体的に行っているところではあります。

2 その中で、障害児者が新型コロナウイルスに感染し、入院が必要となる場合に備えた入院医療体制の検討を行うことは重要であると考えており、厚生労働省としても、各都道府県等に対して、衛生部局と障害保健福祉部局が連携し、障害児者各々の障害特性等を踏まえて、あらかじめ受入医療機関の検討を行うことをお願いしてきたところではあります。

()「障害児者に係る医療提供体制の整備について」(令和3年1月27日事務連絡)

3 引き続き、必要な方が必要な医療を受けられる医療提供体制の確保に努めてまいります。

(新型コロナ対策推進本部 03-3595-3205)
(障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528)

2. コロナ禍において障害の重い人の生命と人権を守ること
2) 精神科病院や入所型生活施設でクラスターが発生し、深刻な状況にあるとの事例が多数あります。精神科病院や生活施設でコロナ陽性者が出た場合、コロナ専門病院で見てもらえる体制を整備すること。

(答)

保健医療体制の確保については、都道府県に対し、

- ・ 「全体像」に基づき整備してきた最大確保病床・ベッド数約5万のフル稼働に向けた取組や臨時の医療施設等の更なる整備を進めることに加え、
- ・ 重症患者をはじめ、入院治療が必要な患者が優先的に入院できる体制とすること、
- ・ 後方支援医療機関の確保・拡大に取り組むこと、を要請するなど、病床のひっ迫回避に向けた対応を進めています。

また、障害者施設等における療養体制としては、「障害者支援施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」(令和4年1月21日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡)等において、応援職員の派遣、感染者発生等の医療従事者や感染管理専門家等の派遣、障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備及び必要な物資の供給にかかる支援等を都道府県等に依頼しています。

精神科病院における新型コロナウイルス感染症等への対応については、各都道府県・指定都市に対し
感染症入院医療機関との連携・確保
感染症発生時における必要な物資・機材等の準備
感染症対応の支援を行う専門家の派遣等の準備・調整

等を依頼しており、また、国においても精神科病院における具体的な対応策のポイントや事例について事例集や動画を作成し、周知しているところです。

引き続き、必要な方が必要な医療を受けられるよう、医療提供体制の確保に努めてまいります。

(新型コロナ対策推進本部 03-3595-3205)
(障害保健福祉部障害福祉課 03-3595-2528)
(障害保健福祉部精神・障害保健課 03-3595-2307)